

(事件①) 平成30年(ワ)第38165号 �即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求事件
原 告 佐野通夫 外240名
被 告 国
(事件②) 平成31年(ワ)第8155号 即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求事件
原 告 天野恵一 外76名
被 告 国

原告第8準備書面

(各論の補充)

2021年7月2日

東京地方裁判所民事第10部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 木村庸五

同 浅野史生

同 井掘哲

同 酒田芳人

同 吉田哲也

原告ら訴訟復代理人弁護士 土田元哉

目次

第1 天皇の戦争責任	3
1 大日本帝国における天皇と軍隊	3
(1) 軍人勅諭・戦陣訓と皇軍兵士	3
(2) 大元帥たる天皇	4
(3) 統帥権	5
2 天皇の戦争責任	9
(1) 天皇の戦争責任は明らかである	9
(2) 天皇「無答責論」について	10
(3) まとめ	11
3 戦後における日本政府の戦争加担と天皇	12
(1) 軍事大国としての日本	12
(2) 日本の戦争加担と天皇	13

第2 天皇ファシズムと教育勅語	14
1 天皇制ファシズムと教育勅語	14
(1) 天皇制ファシズムと学校教育	14
(2) 天皇制ファシズムと教育勅語	18
2 企図される教育勅語復活	21
第3 天皇と「祝日」・元号・「日の丸」「君が代」	22
1 占領軍総司令部による戦後「改革」と天皇の「人間宣言」	22
2 天皇と元号及び「祝日」	23
(1) 「国民の祝日に関する法律」	23
(2) 「元号法」	24
3 学校教育と「日の丸」「君が代」	26
第4 三種の神器	27
1 その歴史について	27
2 三種の神器と代替わり儀式について	33
(1) 剣璽等承継の儀・賢所の儀	33
(2) 日本国政府における三種の神器の位置付け	33
(3) 政府見解に対する反論	35
3 宮中三殿について	39
(1) 宮中三殿	39
(2) 賢所	40
(3) 皇靈殿	40
(4) 神殿	40
(5) 代替わり儀式と宮中三殿	41
4 まとめ	41

第1 天皇の戦争責任

1 大日本帝国における天皇と軍隊

(1) 軍人勅諭・戦陣訓と皇軍兵士

1945年8月15日の敗戦で終わった日本の侵略戦争・植民地政策の最高責任者は天皇だった。

1882年1月14日に明治天皇は「陸海軍人に賜はりたる勅諭」（軍人勅諭）を発布した（別紙1）。そこでは軍人たちに次のように述べている。第1に、日本の軍隊は天皇自身が統帥するものであり、統帥の大綱は天皇自身が掌握するものであって、けっして臣下に委ねるものではなく、臣下には単に各部分の実務機関を受け持たせるだけであること、つまり、日本の軍隊は天皇が親卒すると示されている。第2に、天皇は、汝ら軍人の「大元帥」であり、汝らを股肱と頼み、汝らは、天皇を頭首として仰いでこそ、両者の間は特に深く親密になること。第3に、軍人がもっとも重んずべき徳目5カ条として「忠節」「礼儀」「武勇」「信義」「信義」「質素」を説く。「忠節」の徳では、軍人は、天皇に「忠節」を尽くすのが本分であり、ゆえに一般社会でどんなことが言われようともそれに迷わされず、政治には一切関係せず、ひたすら軍人たる本分を守り、生命は羽毛のように軽く、忠義は泰山よりも重いと覚悟せよという。また、ここに説かれている「礼儀」とは、下級は上級に服従し、敬礼を尽くせということである。この中で「下級のものは上官の命令を承ることは、じつに直接に天皇の命令を承るものと心得よ」と説いていることは、特に重要である。これによって上官の命令は、天皇の命令として絶対的に権威づけられ、下級の上級に対する無条件絶対の服従が正当化されたのであった。

この勅諭は、法律ではなく道徳の教えであるが、後述する教育勅語と同様に、いかなる法律よりも強く深くすべての軍人・軍隊・軍事機関を拘束した。それのみならず、すべての国民と国家機関も法も、この教えの精神を生かさなければならなかった。その後の軍隊統帥に関する憲法その他の規定は、この教えを法制化したものということができる。

そして、1941年1月8日、軍人勅諭を補完するものとして、戦陣訓が陸軍大臣東條英機により示達された。戦陣訓においては、冒頭の「第一 皇国」の項では「大日本は皇国なり。万世一系の天皇上に在しまし、肇国の皇謨を紹継して無窮に君臨し給ふ。皇恩万民に遍

く、聖徳八紘に光被す。臣民亦忠孝勇武祖孫相承け、皇国の道義を宣揚して天業を翼賛し奉り、君民一体以て克く国運の隆昌を致せり。戦陣の将兵、宜しく我が國体の本義を体得し、牢固不拔の信念を堅持し、誓つて皇国守護の大任を完遂せんことを期すべし」とあり、軍人は「生きて虜囚の辱を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ」とされた。

こうして、天皇の軍隊は、八紘一宇、大東亜共栄圏の建設という名の侵略戦争に動員されていった。その結末は2000万人を超えるアジア民衆の落命と大日本帝国の瓦解であった。天皇裕仁は、自らの戦争責任につき、戦後1975年10月31日、記者から質問された際「そういう言葉のアヤについては、私はそういう文学的方面はあまり研究していないので、よくわかりませんから、そういう問題についてはお答えしかねます。…原子爆弾が投下されたことに対しては遺憾に思っておりますが、やむを得ないことと私は思っております」などとはぐらかした。

戦場で戦没した日本軍兵士たちは英靈として靖国神社に合祀された。靖国神社と伊勢神宮は国家神道体制下の主要な神社であり、日本軍兵士たちは、戦没→靖国神社への合祀→天皇の「御親拝」というプロセスを経ることにより、「天皇の赤子」として死ぬことが最高の名誉であるとの観念を扶植され、兵士たちの家族も「父や息子や夫を今こそ天皇にお返しするのだ」として戦時動員体制に組み込まれていった。靖国神社は天皇の軍隊を維持形成し、戦地へ動員するための軍事施設であったのである。

(2) 大元帥たる天皇

1889年に大日本帝国憲法が公布され、1898年に元帥府が設置されることで、天皇の「大元帥」としての法的な地位が確立する。天皇は、敗戦を迎えるまで、最高位の軍人である「大元帥」の地位にあり、日本軍は文字通り、天皇の醜の御楯としての軍隊であり、「皇軍」とも呼ばれていた。

上記のように、既に軍人勅諭において「大元帥」との文言が見られるが、軍人勅諭発布の時点では「大元帥」は天皇の尊称として公に定められていたわけではなかった。「大元帥」の名称が軍の指揮・統率者としての天皇の尊称として制度化するのは、1889年に天皇の軍事上の最高顧問機関として元帥府が設置されてからである。元帥の称号は、陸・海軍大将の中でとくに軍功のあった者のみに授けられた。元帥の称号を受けた大将は、終生、現役でいることができ、

軍の「大御所」として影響力を保つことができた」、この元帥たちが列席して天皇の諮詢に答えるための機関が元帥府である。元帥の制度化に伴い、天皇は元帥である大将よりもさらに上位の最高位の軍人であることを示す正式の呼称が必要となり、以後、天皇のことを「大元帥閣下」と称するようになった。したがって、大元帥とは、日本陸海軍の最高位の軍人ということである。

ちなみに、1871年の服装改革の内勅では洋服採用が命じられ、天皇も率先洋服姿を見せたが、天皇にとっての洋服とは軍備近代化の象徴である軍服であった。

(3) 統帥権

ア この日本陸海軍の最高位の軍人である大元帥が、軍隊を指揮・統率する権限を統帥権（統帥大権）という。大日本帝国憲法（以下「帝国憲法」という）第11条は「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と天皇の統帥大権を定めている。

伊藤博文『憲法義解』には、第11条につき「帷幕の本部を設け、自ら陸海軍を総べたまふ」とあり、慣習的に統帥権は、内閣の介入を許さず、天皇に直隸する参謀本部（陸軍）や軍令部（海軍）などの軍令機関のみが補翼（補佐）するものとされた。これを統帥権の独立といふ。「独立」とは内閣（政治）からの独立である。統帥権独立の確立は、1878年12月5日の参謀本部条例にさかのぼる。プロイセンードイツ参謀本部をモデルにして、参謀本部条例により、陸軍省から参謀本部が独立し、軍令に関する天皇補翼権限は天皇に直隸することになった、そして、陸軍卿の山縣有朋が参謀本部長になり、陸軍卿には西郷従道が就任した。ここに統帥権の独立が達成された。一方、海軍の場合は、1893年に軍令部が海軍省から独立した。本来、統帥権の「独立」とは、ひとたび作戦が始まれば、政府は作戦の細部に容喙すべきではないという考え方であり、逆に、作戦担当者が政府の戦略・政策決定にも容喙すべきではないという考え方とセットのものであったが、日露戦争後、軍人の政治的発言力の強まりを背景に、次第に前者だけが強調されるようになった。

参謀総長を長とする陸軍参謀本部と軍令部総長を長とする海軍軍令部は、天皇に直属し、政府から完全に独立しており、政府にも国民にも何らの責任を負わない。参謀総長と軍令部総長は、天皇に帷帳上奏（太政大臣・總理大臣を通さないで直に天皇に上奏すること）をし、天皇の命令を受けて作戦計画、統帥に関する諸

規定、命令などの案を作り、天皇に報告し、その裁可を受けると、それを陸海軍省、部隊の司令官その他の必要な陸海軍に、天皇の命令として伝達し実施させる。その唯一絶対の統帥権者である天皇が命令し指揮しない戦争などあり得なかった。

イ 一方、天皇の国務大権は、内閣が輔弼（補佐し責任を負う）するものとされており、「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」と規定する帝国憲法第12条は国務大権の一部である編制権を定めたものと解釈されていた。『憲法義解』には、第12条につき「本条は陸海軍の編制および常備兵額もまた天皇の親裁する所なることを示す。これ固より責任大臣の補翼に依るといへども、また帷帳の軍令と均く、至尊の大権に属すべくして、而して議会の干渉をまたざるべきなり」とある。すなわち、陸海軍の編制と常備兵額の決定の責任は当該大臣たる陸海軍大臣にあり、統帥部ではなく、内閣の責任事項であるが、天皇大権事項なので議会に発言権はないという意味であり、重点はあくまでも「議会の干渉をまたざるべきなり」という点にあって、陸海軍大臣だけの責任だという意味ではない。しかし、この点も解釈が確定していたわけではなく、後に軍部はこの伊藤の解釈すら否定するようになる。

ウ このように、戦争遂行のための作戦等には政府も介入はできず天皇の命令によってのみ作戦の決定・実行がなしえるシステムであった。公表されている史実においては、どの作戦においても天皇の詔勅（命令）がその前提となっている。この天皇の法的地位こそが、天皇が戦争に関するあらゆる結果についての最高責任者であることを明らかにしている。

エ 上記のとおり、帝国憲法第12条の規定による軍事に関する国務が軍政であり、帝国憲法第11条が規定する軍の統帥すなわち作戦用兵を中心とする事項及びそれと密接な関係のある事項が軍令であるが、この両者の線引きは、実務上、極めて曖昧であり、統帥権独立制度は軍部の暴走を招くきっかけとなつた。

軍政と軍令を巡る論争の最頂点となつたのが1930年のロンドン海軍軍縮条約問題であった。浜口雄幸内閣は、同年4月、ロンドンにおける日英米仏伊の海軍軍縮会議で、海軍軍令部の猛反発を押し切り、日本全権に指令して軍縮条約に調印させた。ついで、天皇に批准を願い、同条約は批准された。このことを軍令部は、政府が天皇の軍隊統帥権を犯したものとして、激しく政府を攻撃した。軍令部は、帝国憲法第12条にいう常備兵額の決定について「政

務上の方的処理のみに依り之を決定すべからざるものなり 従て政府が軍令部の計画に副はざるが如き独自の常備兵額を決定するの事實を認むることを得ず」とし「若し仮りに政府が斯の如き独自の常備兵額を決定するとせば之れ統帥権の侵犯にして憲法違反と認めざるを得ず」（「海軍軍令部の法制局定時の問題に対する解釈」同年5月24日）と主張し、軍令部の計画に合わない常備兵額を政府が一方的に決定してしまうことは憲法違反であると断言したのであった。陸軍省も「政府の憲法違反」云々の一文は削除しているが、常備兵額を「政務上の方的処理のみに依り」決定すべきではないとの点では海軍軍令部と同意見であった。

そして、同年10月、民間の右翼青年が首相浜口を狙撃し、重傷を負わせる事件が発生する（浜口はそのために1931年8月に死亡する）。この青年は軍部の主張に扇動されたのであった。

ロンドン条約問題は、陸海軍部が国政に介入する新しい段階を拓いた。また、一部の将校をして、かねてから主張していた「国家革新」を急がねばならないと決意させた。1931年3月、陸軍将校と民間右翼によるクーデター計画が発覚し、同年9月18日には柳條湖事件が関東軍参謀らにより引き起こされ、全満州占領の軍事行動が開始された。同年10月には再び3月事件と同じメンバーによるクーデター計画が発覚した。1932年2月には、民間の右翼団体である血盟団が、以前の民政党内閣の蔵相で金融資本家の代表格であった井上準之助を殺害し、引き続いて、同年3月には三井財閥の最高幹部である団琢磨を殺害した。そして、同年5月15日、海軍将校を主とし、これに陸軍士官候補生も加わった一団が5・15事件を敢行し、政友会総裁であり首相である犬養毅を殺害した。犬養内閣を最後として政党の首領が内閣を組織することはなくなり、以降、アジア・太平洋戦争に敗北するまで、天皇から組閣を命じられた者は12人、そのうち1人（予備役陸軍大将）は陸軍の反対で組閣できなかった。他の11人は組閣したが、そのうち4人は海軍大将、4人は陸軍大将、2人は官僚出身、との1人は歴史的に天皇家にもっとも近い家柄の貴族である。日本のもともと不完全な政党内閣と議会政治は、5・15事件で犬養首相とともに陸海軍により葬り去られたのである。1933年7月には民間右翼団体である神兵隊のクーデター計画が、1934年11月には陸軍士官候補生の陰謀がそれぞれ発覚した。この間、共産主義・社会主義者に対する政府の弾圧は苛烈を極め、1933年初めには、日本共産党とその影響下の労働組

合・農民組合をはじめ、ほとんどの組織は壊滅させられていた。のみならず、自由主義や民主主義の思想も弾圧の対象となった。1935年には、軍部と民間右翼による天皇機関説の排撃、国体明徴運動による天皇の絶対的権威・権力と民衆のそれへの絶対の忠誠の体制づくりが成功した。議会政治はこれにより原理的に否定された。議会は、基本的には軍部が主導する政府提出の法律案と予算案に合意を与えるだけのものとなった。これらの民間右翼や青年将校らの主張は、多少の相違はあるものの、全国民の天皇に対する絶対の忠誠と服従、天皇親裁、天皇の名による軍部独裁政権の樹立という点では一致を見ていた。したがって、元老、重臣などは「君側の奸」とみなされていた。この間、陸軍内部には皇道派と統制派の二大派閥による対立抗争が生じ、これが激化し、1936年2月26日の皇道派将校の反乱蹶起となった。2・26事件は天皇裕仁による断固たる方針により鎮圧され、皇道派は軍内外で勢力を失い、以降は統制派が陸軍の実権を握った。しかし、統制派の目指すところも皇道派と基本的には同じであり、天皇制ファシズムの確立であった。

(4) 大元帥としての天皇の軍務

天皇自身による実際の統帥権の行使とは、大きく分けて次の3つに分類されている。①奉勅命令の発令（大本営命令の発令）、②下問などを通しての戦略・作戦指導、③将兵の士気の鼓舞である。

①の命令の発令とは、戦時には、日本陸海軍の最高・統一司令部としての大本営が設置され、そこから出される軍事命令のことである。大本営命令を出す場合、その許可を求める総長からの一連の上奏（命令案とその理由書である「御説明」の上奏）が行われ、「御下問」と「奉答」を経て、天皇は「大陸命」（陸軍への最高命令）、「大海令」（海軍への最高命令）案の表紙に「可」の印を捺す。これで、ようやく「大陸命」「大海令」は天皇の命令として発令できる。また、これらの命令には、通し番号がついているので、天皇が知らないうちに大本営命令が発令されてしまうことがないようになっていた。日中戦争から戦後、大本営が閉鎖されるまでに、天皇の命令としての「大陸命」1392件、「大海令」361件が発令されている。

②の戦略・作戦指導については、天皇裕仁の場合、平時においても「陸海軍年度作戦計画」が天皇の発言によって変更された事例が確認されている。また、戦時においても、天皇裕仁が、1942年8月、ガダルカナル島を巡る攻防戦が始まるころから、極めて精力的に作

戦に介入したことが知られている。たとえば、ラバウル・ソロモン諸島方面への陸軍航空隊の派遣は天皇が再三要求し実現した。

③の士気の鼓舞は、戦時・平時を通じてのことであり、将兵に天皇親率を実感させるものである。とりわけ、平時における大元帥の仕事として特に重要なものは、この士気の鼓舞に関連するものである。そのため、平時においても、天皇は、観兵式・観艦式などの閲兵や軍学校卒業式などの行事への出席、軍の官衙・諸機関への行幸・視察、軍旗の親授式(新設された陸軍の連隊への軍旗の授与式)、将官の親補式(師団長などへの任命式)、毎年秋に行われる陸軍特別大演習の統裁など、さまざまなイベントに出席した。とりわけ、将兵にとっては、天皇の前での分列行進と天皇の閲兵は、「天皇の軍隊」としての団結心と一体感を感じさせるものであった。また、天皇裕仁の場合、軍首脳部を叱咤激励するというケースもしばしば記録されている。戦況が悪化し、1943年5月のアツツ島陥落のころから、天皇は、作戦の不手際を叱責し、決戦を行えと軍首脳を叱咤するようになる。天皇は、戦況を無視して無理難題を要求していたわけではなく、軍首脳を叱咤することにより、統帥部の引き締めや、陸海軍間の連携強化を図っていたのである。

2 天皇の戦争責任

(1) 天皇の戦争責任は明らかである

天皇は軍事では「統帥大権」、政治的には「国務大権」を持ち、名実とも大元帥として、実際に作戦に意見し、作戦を変更させたり、戦争を長引かせたりした。例えば、天皇裕仁は、戦局が絶望的であることが誰の目から見ても明らかである1945年に入っても一撃講和論に固執し続ける。例えば、同年2月14日、早期終戦を進言した近衛文麿に対して「今一度戦果を挙げなければ肅軍の実現は困難」と述べている。また、同年4月2日には沖縄での「逆上陸」作戦を提案している。さらに、同年5月26日に空襲で宮殿がほぼ全焼し、大宮御所も全焼した後ですら、継戦の姿勢を崩さない。同年6月8日の御前会議で決定された「今後採ルベキ戦争指導ノ基本大綱」には「飽ク迄戦争ヲ完遂シ以テ國体ヲ護持シ皇土ヲ保衛シ征戦目的達成ヲ期ス」とあり、天皇はこれを裁可している。翌九日の帝国議会開院式における勅語でも「正ニ敵国/非望ヲ粉碎シテ征戦ノ目的ヲ達成シ以テ國体ノ精華ヲ發揮スヘキノ秋ナリ」と述べている。さらに、天皇は、敗戦が間近に迫った同年7月30日、8月1日、8月2日に宇佐神宮、氷川

神社、香椎宮に勅使を派遣し「敵国の擊破と神州の禍患の祓除」を祈らせている。

むしろ、天皇は、甚大な戦争被害よりも三種の神器のことを心配していた。天皇は、1945年7月31日、内大臣の木戸幸一に対して「伊勢と熱田の神器は結局自分の身近に御移して御守りするのが一番よいと思ふ。…自分の考へでは度々御移するのも如何かと思ふ故、信州の方へ御移することの心組で考へてはどうかと思ふ。…万一の場合には自分が御守りして運命を共にする外ないと思ふ」と話していた。終戦直後の9月9日には、日光にいた皇太子にあてて「戦争をつゞければ 三種神器を守ることも出来ず 国民をも殺さなければならなくなつたので 涙をのんで国民の種をのこすべくつとめたのである」という手紙を書いた。さらに、1946年に作成された『昭和天皇獨白録』でも、天皇は「敵が伊勢湾附近に上陸すれば、伊勢熱田両神宮は直ちに敵の制圧下に入り、神器の移動の余裕はなく、その確保の見込が立たない、これでは国体護持は難しい、故にこの際、私の一身は犠牲にしても講和をせねばならぬと思った」として、降伏決断の理由に「伊勢熱田両神宮」に安置された神器の確保をあげている。要するに、天皇裕仁にとって「国民」の生命よりも、神器の確保の方が重要だったのである。太平洋戦争の末期に、神器を長野県の松代大本營に移そうとしたのも昭和天皇の意思であった。

その結果、アジアの人々に取り返しのつかない被害を与えただけでなく、国内各地の空襲、沖縄戦、広島・長崎の原爆にもつながった。

こうした天皇に戦争責任があることは明らかである。

(2) 天皇「無答責論」について

しかし、敗戦後、天皇は実質的な決定権を持たない「立憲君主」であったとされ、それを根拠に天皇「無答責」の論理がまかり通り、今現在も根強くある。

しかしながら、この「無答責」論は以下の点で誤っている。

第一に、「立憲君主制＝君主無答責」という近代西欧の概念をそのまま用いて免責の論を立てたものであり、天皇の無答責は憲法の条文にはない。「立憲君主論」を拡大解釈したものでしかない。

第二に、帝国憲法第55条の國務大臣の輔弼条項を根拠とした輔弼機関答責論は、そもそも戦前昭和初期の日本における統帥権の独立という政治実態をまったく無視した議論である。第55条だけでなく、帝国憲法においては、軍事命令発令の責任の所在についてはまったく

く触れられておらず、第11条の統帥権の発動にともなう責任については、発令者たる天皇にしか帰することができないのである。軍令機関（参謀本部・軍令部）の長である参謀総長や軍令部総長は明確に責任が規定された輔弼者ではなく、天皇に直属する幕僚長であり、大元帥・天皇の命令を「伝宣」（伝達）する権限しかもたなかつたのである。つまり、天皇の法的機能を根拠とする否定論は、立憲君主制の一般的な理念を前提とし、むしろ大日本帝国憲法が運用されていた、とりわけ昭和戦前期の政治体制の実態にはそぐわない議論であると言わざるを得ない

第三に、国家機関としての、あるいは国家指導者の一員としてある天皇は、国務と統帥（軍事）を統括できるただ1人の責任者として、大本営命令（軍事命令）のただ1人の発令者として、統帥権の実際の行使者として、戦争責任を有する。

第四に、極東国際軍事裁判所長ウェップが判決（1948年11月12日）に付けた天皇の戦争責任に関する個別意見である。曰く、①天皇の権限は、かれが戦争を終わらせたときに疑問の余地がないまで証明された。戦争を終わらせたときと同様、戦争を始めるにあたって、かれが演じた顕著な役割は、検察側によって導き出された否定できない証拠の対象であった。②戦争を行うには、天皇の許可が必要であった。もしかれが戦争を望まなかったならば、その許可を差控えるべきであった。かれが暗殺されたかもしれないということは、問題の答えにはならない。この危険は、自己の義務を危険があっても遂行しなければならない統治者のすべてが冒しているのである。いかなる統治者でも、侵略戦争の開始という犯罪を犯しておいて、そうしなければ命が危うかったのであるからといって、それを犯したことについて、赦されるものと正当に主張することはできない。③天皇は進言に基づいて行動するほかはなかったということは証拠と矛盾している。かれが進言に基づいて行動したとしても、それはかれがそうすることを適當と認めたからである。それはかれの責任を制限するものではなかった。しかし、何れにしても、大臣の進言に従って国際法上の犯罪を犯したことに対しては、立憲君主でも赦されるものではない。

（3）まとめ

法的にも実態的にも天皇には責任があった。しかもそれは最高の責任者としての責任であった。しかし、天皇は戦争責任の全てから免責され、その同じ人物である昭和天皇裕仁が、「新しい」戦後日

本国の象徴天皇として在位し続けた。国の制度として残ったのである。

天皇を権力と権威の最高位とした制度は、象徴天皇制として、天皇の政治的権能は儀礼的・形式的なものとして残し、1989年、昭和天皇から平成天皇へ、そして2019年現天皇に代替わりしながら、続いている。

戦争責任が時を経ることで軽減されたり消滅することができないことは、国連の「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約」が謳っている。これは1968年に「国連総会決議2391」として採択され、1970年より効力を発している。ヒトラーやムッソリーニと並ぶ枢軸国・戦争国家の最高責任者とその末裔が、そのまま現在に至るまで国家の最高機関に属していることは、国際的な批判の対象となっているである。

3 戦後における日本政府の戦争加担と天皇

(1) 軍事大国としての日本

1945年、日本の侵略戦争は敗戦を迎え、1952年、サンフランシスコ講和条約によってGHQの占領は終了したが、同時に締結した米軍との軍事同盟（日米安保条約）によって、占領軍の主力であった米軍は、そのまま特権的な地位をもって駐留し続けている。

それは今日までつづき、1978年以降は「思いやり予算」を含め多額の在日米軍関連経費が拠出されている。2021年度予算は約6200億円である。このように、日米安保条約にもとづいて、日本は長期にわたり米国の戦争に基地提供という形で戦争に加担してきた。

また、1991年の湾岸戦争における多国籍軍への135億ドルの資金拠出を皮切りに、「平和維持」や「人道支援」等を掲げ、1992年の国連平和維持協力法（PKO法）により始まった自衛隊の海外派兵は、その後、イラク特措法などによって米軍が主導するNATO軍や多国籍軍が活動する紛争地に自衛隊員を派遣し続けてきた。現在も南スーダンやイスラエルなどに自衛隊は滞在しているし、2020年にもオマーンへの派兵がなされた。ちなみに、自衛隊員の主な海外派遣先は、別紙2のとおりである。

2015年に成立した安全保障関連法は米軍との共同作戦（集団的自衛権の行使）を容認する法律で、過去の侵略戦争とは性格を異にするものの、米国が戦争国家であるという同じ意味で、日本も同種の戦争国家となってしまっている。2021年度の防衛予算は、約5兆4898

億円が計上され、恐ろしく立派な軍事大国なのである。

(2) 日本の戦争加担と天皇

天皇明仁は1989年即位し1990年に即位式を行なった。それは、日本政府の金と兵を出すという具体的な戦争加担・海外派兵開始の時期と重なる。「平和な時代」と呼ばれる「平成天皇」の在位期間中も、世界では「紛争」という名の戦争が続き、日本政府は様々な名目で自衛隊をその紛争地に派遣してきた。国境なき医師団や人道支援を行うNGO、ジャーナリストたちが活動している地域にも自衛隊は派遣され、現地で活動する人たちからは、軍隊の介入により、支援活動が危険にさらされるといった指摘が多くなされていた。

2008年、名古屋の「自衛隊のイラク派兵差止等請求訴訟」では、名古屋高裁はイラクへの自衛隊派遣は違憲であり、イラク特措法にも反するという判断を示した。派兵反対の声は現在も世論の半数以上を占めている。また、海外派兵の目的には、自衛隊の実戦に向けたステップとしての、部隊の展開や隊員の戦闘訓練、他国軍との共同作戦遂行等の訓練にあると、多くの人が指摘している。

一方、天皇は、派兵された自衛隊員を慰撫・顕彰するお茶会を開催したり、国内外で反対の声が大きく上がっていたイラク戦争のさなかの2004年4月、戦争を主導する米国副大統領チェイニーと会談したりしている。イラクでNGOやフリージャーナリストなど現地で活動する人々が武装グループによって人質として拘束されることが頻発しており、天皇とチェイニーはちょうど日本人3人が拘束され、釈放の条件として自衛隊の撤退が突きつけられているその時であった。この会談で天皇は「自衛隊は給水や医療活動など、復興支援のために派遣されたものであり、イラクの人々の幸せに貢献することを願っております」と自衛隊派遣の正当性を述べた。天皇の発言は、人質釈放条件を無視し、日本政府の方針に則った米国の戦争を支持する側に立ったものだった。

帝国憲法下では戦争国家の主権者であり大元帥としてあった天皇は、敗戦後その戦争・戦後責任をなきものとし、象徴天皇として残った。そして戦後憲法下では、「戦争放棄」の9条を持つ「平和憲法」下でも、上記のとおり一貫して戦争国家の象徴でありつづけてきた。2020年1月、自衛隊のオマーンへの派遣に対する世論調査が複数のメディアによってなされたが、評価は完全に二分している。しかし天皇は、二分する「世論」の片方、戦争や自衛隊の紛争地派遣に反対する側は切り捨て、戦争をする政府につき従って権威行使する。

憲法で認められていない、国事行為から大きく逸脱した、紛争地に派兵された自衛官たちを慰撫・顕彰したり、紛争当事国の副大統領と会談するなど、戦争遂行のための潤滑油的な政治行為を「公的行為」として行ってきている。憲法が変わり、「平和国家」「平和天皇」と呼ばれる現在の現実は、相変わらず戦争国家としてある日本国と、その象徴天皇ということになるのではないか。

第2 天皇ファシズムと教育勅語

1 天皇制ファシズムと教育勅語

(1) 天皇制ファシズムと学校教育

ア 幕藩制の支配体制から全国支配による「富国強兵」を目指した天皇制国家にとって、テレビもラジオもない時代、全国にその思想を伝達する最良の方法が学校教育だった。天皇制国家は、まだその全国掌握も完成していない 1872 年、「学制布告書（学事奨励に関する被仰出書）」を発し、全国に学校設立を求めた。もっとも、その就学率は翌 1873 年に 28.13%、98% 台になるのが 1909 年であったし、その就学率も学校に籍があるというだけで、実際に通学している者はさらに少ないものではあった。

大日本帝国憲法の下では、教育は臣民の三大義務とされながら、納税・徴兵の義務が憲法に明記されたのに反して、教育についての言及は大日本帝国憲法にはない。教育に関する法規定は大日本帝国憲法発布後、施行までの間の 1890 年 10 月 30 日に下された「教育ニ関スル勅語（教育勅語）」（別紙 3）を上位規範とし、すべて天皇の勅令もしくは行政府（文部省）の命令によってなされた。

天皇制国家は、天皇制権威確立のため、1873 年、民衆社会の伝統的祝祭日である五節句、八朔にかえ、紀元節、天長節、元始祭などを祝祭日と定めた。それらは新年宴会以外は、全て皇室祭祀にもとづくものであった。この祝祭日の定着にかかわって主要な役割を果すのが、1891 年の祝日大祭日儀式規程にはじまる学校儀式であった。1947 年までの日本の学校は、三大節、四大節における儀礼（天皇写真（「御真影」）への挙手、「教育勅語」の奉読、校長訓話、祝祭日唱歌合唱）と「修身」を主な手段として、子どもたちを教化していくた。

祝日大祭日儀式規程

第一條 紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭及新嘗祭ノ日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ參集シテ左ノ儀式ヲ行フヘシ

一学校長教員及生徒

天皇陛下及

皇后陛下ノ 御影ニ對シ奉り最敬礼ヲ行ヒ且

両陛下ノ万歳ヲ奉祝ス

但未ダ 御影ヲ拝戴セサル学校ニ於テハ本文前段ノ式ヲ省ク

二学校長若クハ教員、教育ニ關スル 勅語ヲ奉讀ス

三学校長若クハ教員、恭シク教育ニ關スル 勅語ニ基キ 聖意ノ在ル所
ヲ誨告シ又ハ

歴代天皇ノ 盛徳 鴻業ヲ叙シ若クハ祝日大祭日ノ由来ヲ叙スル等其
祝日大祭日ニ相應スル演説ヲ為シ忠君愛國ノ志氣ヲ涵養センコトヲ務
ム

四学校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相應スル唱歌ヲ合唱ス

第二條 孝明天皇祭、春季皇靈祭、神武天皇祭及秋季皇靈祭ノ日ニ於テハ
学校長、教員及生徒一同式場ニ參集シテ第一條第三款及第四款ノ
儀式ヲ行フヘシ

第三條 一月一日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ參集シテ第一條
第一款及第四款ノ儀式ヲ行フヘシ

第四條 第一條ニ掲クル祝日大祭日ニ於テハ便宜ニ從ヒ学校長及教員、生
徒ヲ率キテ体操場ニ臨ミ若クハ野外ニ出テ遊戯体操ヲ行フ等生
徒ノ心情ヲシテ快活ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第五條 市町村長其他学事ニ關係アル市町村吏員ハ成ルヘク祝日大祭日
ノ儀式ニ列スヘシ

第六條 式場ノ都合ヲ計リ生徒ノ父母親戚及其他市町村住民ヲシテ祝日
大祭日ノ儀式ヲ參觀スルコトヲ得セシムヘシ

第七條 祝日大祭日ニ於テ生徒ニ茶菓又ハ教育上ニ裨益アル絵画等ヲ与
フルハ妨ナシ

第八條 祝日大祭日ノ儀式ニ關スル次第等ハ府県知事之ヲ規定スヘシ

イ 天皇写真、いわゆる「御真影」は、1870年代以後、府県庁などの
地方官庁、師団本部・軍艦などの軍施設を皮切りに、政府関係諸機
関に交付された。学校への配付の最初は、1874年6月の東京開成学
校への下付で、官立学校に続いて1887年9月の沖縄県師範学校を初

めとして翌年末までに全国の道府県立師範学校・尋常中学校へも下賜された。1889年12月には、市町村立高等小学校にも「申立ニ依リ下附可相成筈」と文部省から道府県へ通知された。公立尋常小学校はその数の多さによって、写真製作技術面と経費面とにおいて対応しきれなかつたために、文部省は、1892年5月「御真影複写ノ件」を道府県へ次官通牒した(1916年9月まで)。この写真の扱いについては、次の訓令が出されている。

1891年11月17日 文部省訓令第4号

「御影並教育ニ関スル勅語謄本ノ件」

管内学校へ下賜セラレタル

天皇陛下

皇后陛下ノ御影並ニ教育ニ関シ下シタマヒタル 勅語ノ謄本ハ校内一定ノ場所ヲ撰ヒ最モ尊重ニ奉置セシムヘシ

この写真による教員の殉難は多く伝えられている。殉難の始めとされるのは、1896年6月15日の三陸大海嘯に際して、箱崎尋常小学校教員柄内泰吉が写真を守るために殉職したと報じられたことであり、1928年には、その33回忌を契機に顕彰の動きが起り、1936年、「教育塔」に合祀された。以後写真をめぐる殉職は続いた。

ウ 天皇制ファシズム国家成立期には、初等教育における国民道徳規範路線と高等教育における自然派路線の二重構造が存在していた。帝国大学では万世一系が虚構であり、三種の神器も歴史的に疑わしいものであると講義されていた。

しかし、軍部ファシズム期には、天皇機関説問題に名をかりた国体明徴運動によって、イデオロギー征覇がなされ、高等教育機関も「国体」精神教化の場として再編されることになった。

文部省は1935年4月に国体明徴の訓示を出し、7月には文部省で国体明徴講習会を開き、その後、憲法担当者の講義要項を報告させた。また内務省は美濃部達吉の著書を始めとする42冊の憲法書に発売禁止・訂正・絶版の処置をとった。他方、西洋思想に反発する日本主義に立つ書物は1935年中、712種が刊行されている。それは1933年度の177種、1934年度の232種に比し飛躍的なものであり、1935年を前後して日本の思想的潮流が大きく変わったことを示している。文部省は1937年になると各大学、高等学校、専門学校に日本文化講義(国体明徴講座とも称す)を開設した。こうして大学も顕教理念

注入の場とされたのである。

そして、国体概念は、天孫降臨の神勅（豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。……）と教育勅語によって、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇天祖ノ神勅ヲ奉ジテ永遠ニコレヲ統治シ給フ。コレ我が万古不易ノ国体ナリ。而シテコノ大義ニ基キ一大家族國家トシテ億兆一心聖旨ヲ奉体シ克ク忠孝ノ美德ヲ發揮ス。コレ我が國体ノ精華トスルトコロニシテ又ソノ尊厳ナル所以ナリ（「教学刷新ニ關スル答申」）と集約された。

このファシズム化の過程は、また天皇と国民との関係のあり方に変化をもたらした。「昭和期になると政治的詔勅の過半数一八件を、民衆への呼びかけの詔勅がしめていく。いやこれに教育者・青少年学徒などへの呼びかけを加えるなら、その割合はさらに高いものとなる」（須崎慎一〔近代天皇制の変容〕『一橋論叢』85-2）と指摘されるように、天皇の国民への直接的呼びかけがこの時期に激増する。この変化は国民教化を担う学校教育においても見られるものであった。1934年4月3日、全国からの教員代表3万5000人余を皇居前に集めた小学校教員精神作興大会が開催された。これに臨んだ天皇は「国民道徳ヲ振作シ以テ国運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所実ニ小学校教育ニ在リ事ニ其ノ局ニ当ルモノ夙夜奮励努力セヨ」の勅語を下付した。天皇の直接的呼びかけという方法により、教員層および国民精神の引きしめをはかったものであった。

この傾向は天皇写真の下付についても指摘できる。教育勅語が全ての学校に下付されたのに対し、宮内省からの天皇写真是高等小学校にあっては「先以テ他ノ模範トモナルヘキ優等ノ学校」に、あるいは尋常小学校にあっては「特別ノ御由緒」ある学校に限定して下付された。それは天皇の尊厳さと学校の格付という2つの目的を達するためであった。以後、順次下付の範囲は拡大するが、大阪府を例にすれば普及率80%前後に達するのは1937年のことであった。1931年段階では63.6%の普及であり、それ以後かなりの速度で普及したことがわかる。これも国民教化に際し、この期に神性天皇が前面に出てきたことを示している。

この天皇写真、詔勅の管理上からも、校庭に神殿型の奉安殿が多数建設されるのは1930年代においてであった。埼玉県の45校の学校史中、奉安殿の存在が確認できるのは24校、うち建設年月が確定できるのは17校である。それによると、建設の一つの山は1933-4

年の皇太子誕生、小学校教員精神作興大会の時期であり、もう一つの山は 1937 年前後の国体明徴、教学刷新の時期であることが確認できる。多くの場合、その資金は住民の寄付に求められ、また児童はそれへの礼拝を強制されることになった

この奉安殿と経済更生運動下に普及する二宮金次郎の像とは、学校のファシズム化を示す具体的營造物であった。

(2) 天皇制ファシズムと教育勅語

ア ここでは日本の学校の教育内容における天皇制について、「修身」教科書で「天皇」がどのように扱われたかを中心に、朝鮮との比較を通して明らかにしたい。朝鮮との比較というのは、1920 年、朝鮮人の普通学校（日本の小学校に相当）は 6 年制とされたものの、大多数の学校は 4 年制であった。そこで、朝鮮の修身教科書では、巻 4 から巻頭に「教育ニ関スル勅語」が掲載されている。また朝鮮では義務教育制度がとられずに植民地支配末期でもその就学率は 50% 程度であった。それでも学校を終えた段階では「教育勅語」に触れるように、先に述べたように朝鮮の修身教科書では、巻 4 から「教育勅語」が掲載されたものである。また、植民地下朝鮮における教育は日本語でなされたが、「修身」教師用書のみ、巻 3 まで上日本語、下朝鮮語の 2 段組となっている。「修身」においては朝鮮語を用いても、その内容を伝えようとしたことを示している。

「修身」は当時の学校教育において、筆頭教科とされ、国語も唱歌も「修身」の内容につながるものであった。

イ 朝鮮の学校が建前で 6 年制となり日本と「同等」となった 1922 年から 1924 年にかけて発行された朝鮮の『普通学校修身書』（全 6 卷、以下、「朝鮮」と記す）には、「天皇」に関して以下に記す 8 項目がある。

この朝鮮の修身教科書の内容を同時期の日本国内の修身教科書である（第 3 期）『尋常小学修身書』（1918 年から 1923 年にかけて刊行、以下、同じく「日本」と記す）と対比しながら確認する。

① 卷 1 一五 テンノウ ヘイカ

日本 卷 1 一六 テンノウ ヘイカ と同一挿絵。

朝鮮では挿絵は下に置かれ、上には菊の紋章（天皇家の印）の旗と「日の丸」がえがかれているが、日本では挿絵が上となり、下には「テンノウ ヘイカ バンザイ。」の文字が入る。

② 卷 2 一四 テンノウ ヘイカ

日本 卷2 一五 テンノウ ヘイカ と同一教材、同一挿絵。

同一教材、同一挿絵であるが、かなづかい、用語（日本 シュツギヨ→朝鮮 オデマシ）に差異がある。かなづかいの相違は植民地における日本語教育の表音かなづかいと歴史的かなづかいの相違から生じていて、非母語による教育が抱える問題を示している。

③ 卷3 第一二 祝日

日本 卷3 第一六 祝日 と同一教材、同一構図の挿絵（子どもも、奏楽の女教員、来賓 2人の服装が朝鮮では韓服。教員数、来賓数が朝鮮、日本それぞれ 4、3 と 3、2 になり、子ども数も朝鮮が多くなっている）。

かなづかい、漢字使用の差異他、朝鮮末尾には次の1段落が付け加えられている。

「祝日には宮中ではおごそかな儀式がおこなわれます。学校でも儀式をおこないます。また国民は家ごとに国旗をかゝげてお祝い申します。」

④ 卷3 第一三 皇后陛下

日本 卷3 第一 皇后陛下 と同一教材、同一挿絵。

例えば次のように、かなづかい、漢字使用の差異の他、文章に微妙な違いがある（日本→朝鮮）。

- しつそに→大そう質素に
- おあはれみになりました→あわれんでくださいました
- ぐんじんに→軍隊に
- けういくのことやさんげふのことにお心をとめられ、まづいものをおあはれみになるなど→一そう教育のことや産業のことにお心をおとめになり、まづいものをあわれんでくださいます

⑤ 卷4 第二一 祝日・大祭日

日本 卷4 第二三 祝日・大祭日 と同一教材、同一挿絵。

かなづかい、漢字使用の差異の他、文章に微妙な違いがある（日本→朝鮮）。

- 祝日・大祭日は大切な日で→祝日・大祭日は我が国にとつて大切な日で
- 我等は→私どもは
- 忠君愛國の精神→国民としての精神

⑥ 卷4 第二二 明治天皇

日本　巻4　第一　明治天皇　と質素という一段落は重なる。

日本では具体的な地名を入れた天皇の行状が記されているが、朝鮮では抽象化され、挿絵も明治神宮本殿となり、天皇肖像はない。

⑦　巻4　第二三　教育に関する勅語

日本　対応課がない。

教師用書「説話要領」には「この勅語は明治四十四年十月二十四日に朝鮮にもお下しになりました」の文言がある。

「注意」には「一。本課は本巻の総括を為すものである」ともある。

日本にはないこの課が朝鮮にあるのは、先に述べたように日本国内の小学校は6年までとなっているが、朝鮮の普通学校は4年で終了する学校があるため、普通学校終了前に「教育勅語」を教える必要があることによるものである。

⑧　巻6　第二一課　教育に関する勅語／第二二課　教育に関する勅語（つづき）／第二三課　教育に関する勅語（つづき）

日本　巻6　第二五課から第二七課　と同一教材。

かなづかい、漢字使用の差異他、文章に微妙な違いがある。また末尾は、

日本　「我等は至誠を以て日夜この勅語の御趣意を奉体せねばなりません。」

→

朝鮮　「私どもは至誠を以て日夜この勅語の御趣意を奉体し、忠良な臣民とならなければなりません。」

となっている。

このように修身教科書の表現には、日朝児童の言語差により、微妙な違いはあるものの、天皇制ファシズム国家の学校教育においては、教育勅語に収斂した、教育勅語の趣旨を体得した人間となることが教育の目的であることを示している。

一方、朝鮮内においては1937年になるまで初中等学校に天皇写真（「御真影」）を配付できなかった。これは朝鮮総督府が写真の毀損を恐れていたためであり、逆説的に学校から遠ざけられていた朝鮮民衆の天皇制に対する抵抗感を充分に知っていたということを示している。

2 企図される教育勅語復活

このように天皇制ファシズム下の教育において主軸となった教育勅語であるから、日本国憲法の下ではその存在は許されないものであった。

1948年6月19日、衆議院で「教育勅語等の排除に関する決議」、参議院で「教育勅語等の失効確認に関する決議」がそれぞれ決議されて、教育勅語は学校教育から排除あるいは失効が確認され、謄本は回収・処分された。この際、「教育勅語等」として「教育勅語」だけではなく「軍人勅諭」「戊申詔書」「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」などがセットで排除あるいは失効が確認されている。

にもかかわらず、1950年、文部大臣天野貞祐の教育勅語擁護発言、1974年、首相田中角栄の勅語徳目の普遍性発言等、教育勅語の擁護は根強く、憲法改正を含む戦後天皇制再検討との関連で、一部政界財界人、学者・文化人、神社関係者等で、再評価が続いている。

安倍政権は2017年3月、教育勅語を学校で教材として使うことを容認する見解を閣議決定した。また、文部科学省は、同年4月7日、朝礼時における教育勅語の朗読を容認する答弁を行った。これを受けたか、同年5月上旬、埼玉県下の公立小学校のPTA総会で、学校教育の目的を「専ら忠君愛國孝悌にして、着實なる人物を要請する」などとした1898年に作成された「家庭心得」のコピーが配布されるという事態も発生している。さらに、当時の防衛大臣であった稻田朋美は、同年3月8日の参院予算委員会で「教育勅語の核である、例えば道徳、それから日本が道義国家を目指すべきであるという、その核については私は（評価を）変えておりません」と答弁した。しかし、教育勅語が掲げる徳目とは「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」に収斂されるものである。すなわち、ひとたび国家が危機に直面したならば、一身を捧げて天皇を助けなければならぬ、そのため忠良なる臣民であれ、ということであり、天皇制国家における支配・被支配関係の基軸となるイデオロギーにはかならない。

小学校で2018年度、中学校で2019年度から「道徳」が教科化され、「国や郷土を愛する」など国が定めた「徳目」にそった検定教科書を使用し、子どもの学習状況を「評価」するようになった。2018年には文部科学相柴山昌彦が就任会見で、教育勅語について「アレンジした形で今の道徳に使うことができる分野は十分にあるという意味では、普遍性を持っている部分が見て取れる」「現代的にアレンジして教えていこうという動きがある。検討に値する」などと発言している。

即位・大嘗祭のような天皇制儀式を国費で行うことは、まさにこのよ

うな日本国憲法に逆らう動きに対応しているということができる。

第3 天皇と「祝日」・元号・「日の丸」「君が代」

1 占領軍総司令部による戦後「改革」と天皇の「人間宣言」

第2・1・(1)において、天皇制ファシズム国家における天皇制ファシズム普及のために、「祝日大祭日儀式規定」が用いられ、儀式によって子どもたちを天皇制ファシズムに導いていったことを記した。

歴史教育においては『記紀』の神話を子ども向きに改作したものを「神国日本」の信仰に利用していたが、その歴史教育は、1945年の敗戦を迎えて破綻した。すでに米空軍による東京大空襲で「宮城」も焼け、「日本ヨイ国、キヨイ国、世界ニーツノ神ノ国。日本ヨイ国、強イ国、世界ニカガヤクエライ国」と信じこまされた子どもたちは大きなショックをうけており、敗戦を終戦といいかえてもそれまでの教育のウソをかくすことはできなかった。

しかし、その歴史教育を改革しようとしなかった日本政府に対し、1945年12月15日、占領軍総司令部は国家と神道との分離を命じる指令を発した。そこには「天皇はその家系、血統あるいは特殊な起源の故に他国の元首にまさるとする主義」「日本の国民はその家系、血統あるいは特殊な起源の故に他国民にまさるとする主義」「日本の諸島は神に起源を発するが故にあるいは特殊な起源を有するが故に他国にまさるとする主義」などの喧伝扶植の禁止があり、「神話を基とした日本歴史の教科書が書き改められねばならないことは当然である」の一節もあった。つづいて12月31日には「修身・日本歴史・地理の授業の停止、教科書の回収」などの指令が発せられ、できるだけ早く新しい教育の立案や教科書の発行を命じられた。

1946年1月1日には、いわゆる「天皇の人間宣言」があり、「朕と爾等国民との間の紐帶は、終始相互の信頼と敬愛とに依りて結ばれ、單なる神話と伝説とに依りて生せるものに非ず。天皇をもって現御神とし、且日本国民を以て他の民族に優越せる民族にして、延て世界を支配すべき運命を有するとの架空なる觀念に基くものに非ず」とした。これは天皇の戦争責任追及への防衛と天皇制存続のための工作の一環だった。しかし、当時の新聞・ラジオは天皇の神格性を「架空なる觀念」として否定したことを大きく報じた。この「宣言」は冒頭に明治維新の「五カ条の誓文」をかけ、「朕と爾等国民との間の紐帶は終始相互の信頼と敬愛とに依りて結ばれ」てきたということにポイントがあったのだが、

「神話と伝説」「現御神」「架空なる觀念」などの「否定」の方が、それらに苦しめられてきた国民にとっては大きく、「終始相互の信頼と敬愛に依りて」も正しいのかどうかを考える余地はなかった。

そして、総司令部からの要求に対して、文部省は、教科書も軍国主義的な部分の削除で十分と主張し、新しい教科書の作成を指示されると、なおも『記紀』の神話・伝説を大幅に温存した原稿を提出しつづけた。そのためメンバーを一新して、歴史学者たちによる特別プロジェクトがつくられ、大急ぎでつくられたのが、神話にかわって考古学から始まる『くにのあゆみ』であった（1946年9月）。

2 天皇と元号及び「祝日」

(1) 「国民の祝日に関する法律」

1948年には「国民の祝日に関する法律」が作られた。これは附則に「昭和2[1927]年勅令第25号は、これを廃止する」と記していたが、次に示すようにその祝祭日の名前を変えたものでしかなかった。戦前は、皇室祭祀と国家が定める祝祭日が結びつき、手延納と皇室祭祀の権威を国民意識にするこむためのツールとして虚行く現場などで機能していたが、戦後における「祝日」もこれを踏襲するものであった。

	1927年勅令第25号 左ノ祭日及祝日ヲ休日トス	1948年法律第178号 国民の祝日に関する法律	備考
1月1日		元旦	四方拝
1月第2月曜日		成人の日	元服の儀
1月3日	元始祭		
1月5日	新年宴會		
2月11日	紀元節		
春分日	春季皇靈祭	春分の日	
4月3日	神武天皇祭		
4月29日	天長節	天皇誕生日	
5月3日		憲法記念日	
5月5日		こどもの日	
秋分日	秋季皇靈祭	秋分の日	
11月3日	明治節	文化の日	
11月23日	新嘗祭	勤労感謝の日	
12月25日	大正天皇祭		

1950年代後半には、神話上の神武天皇即位の日とする「紀元節」復活の運動が自民党と右翼勢力によって強力にすすめられるようになった。反対運動もひろがったが、推進派は8回もの国会提出をくりかえし、ついに1966年になって「建国記念の日」法案を強行した。法

の中でその日を 2 月 11 日とすることはできず、「政令で定める日」として政府お手盛りの審議会でそれを決めた。第 1 回の 1967 年 2 月 11 日の「建国記念の日」においては、関東圏では大雪であったが、子どもたちを登校させ儀式を行なった学校が存在した。

(2) 「元号法」

ア 元号（年号）とは、古代中国で行われた年月日の表示に支配者の名を冠して被支配者階級に使用を強制した制度であり、周辺の漢字文化圏に広がった制度である。権力者が領土・人民を支配するとともに、時間も支配する仕組みであり、人民による元号の使用は、権力者に服従の意を表すことを意味する。

日本では大化の改新により採用されたが、改元は天皇の代替わりによる改元、すなわち代始改元を基本としたが、他に祥端、災異による改元、讖緯説に基づく辛酉革命、甲子革命による改元がある。祥端改元は奈良時代に多く見られ、災異改元は、平安中期以降に多くなり、災害・地震・飢饉・兵乱などを理由として江戸時代に至るまで頻繁に改元された。讖緯説に基づく辛酉革命、甲子革命による改元は、901 年、文章博士三善清行の意見書により、延喜とされたのが始まりである。

明治天皇が践祚してから 1 年 9 か月後、江戸への天皇行幸を前にして、代始政元を行うこととなった。このとき岩倉具視は一世一元を主張し、併せてそれまで行われていた公卿による難陳（改元の候補文字に対する批判と弁護の手続）の廃止を求めた。この提言に基づいて、菅原氏出身者からの勘文の中から、議定の松平慶永が 2、3 の良案を選び上奏、天皇は宮中の賢所において籤義で選び、明治の改元を行われた。改元詔書には一世一元を永式とすることも布告された。この一世一元制は、1889 年、皇室典範第 12 条に明文化され、1909 年、登極令第 2・第 3 条で細則が設けられた。これによると、改元は新帝践祚直後で、文字案の審議は枢密院で行い、勅定するとなっていた。

イ 紀元節の復活の次に天皇主義者、国家主義、軍国主義諸団体によって試みられた運動が、靖国神社国家護持法案と「昭和」に法的根拠を与え、一世一元制を法制化することであった。

靖国神社国家護持法案は、日本国憲法の明文によって否定されていたので、ついに成立することはなかったが、「元号法」は 1979 年 6 月、成立した。年号制の目的は、天皇と国民をしっかりと結びつけ、あくまで国民は天皇に服属する存在であることを確認するという点

にあった。

東大の「国史」の教授坂本太郎は、1950年、参議院文教委員会の年号問題討論に参考人として意見を述べたときは、年号制擁護の理由として、第一に、名分上、年号を建てるのは国家の独立の象徴である、第二に、実際的に年号で歴史を表現すれば、その時代・その事件・事物を深く広く理解するのにも、記憶するにも有利である、などと論じていた。1950年時点では、占領軍の存在に配慮する必要があったことから、坂本は年号と天皇制の関係は隠していたが、1979年4月、元号法案審議の衆議院内閣委員会では、坂本は前記のようなことのほかに、とくに「元号は象徴天皇制において、天皇と国民とを結ぶきずなとして最も適当な制度である」「日本文化の中心、日本の道義の中心として天皇を仰ぐのが大多数の国民の心理」「元号は天皇との深い関連をもってこそ意義があるので、その関連を失ったら元号に値しない」「日本のように同一民族をもって一国家を形成し、二千年來変わることのない皇室を中心として、独自の文化をはぐくんで来た国には、独自の紀年法があるのは当然である」などと皇国史観の歴史偽造をまる出しにして、本心を率直にのべた。

自民党内の元号問題に関する委員会において元号制の講義をした法制史家瀧川政次郎も、その著書『元号考証』で、反対論への戦術的考慮から、元号制と天皇制を切りはなすのは絶対にいけない、元号制は天皇制そのものだからこそ大切であることを、堂々と主張せよと、激しい語調で述べている。

元号法制定運動の先頭を行く神社本庁の幹部たちは、一世一元制は「天皇の存在と日本國の公事から國民の私事にいたる一切を結びつけるもので、わが國風としてきわめて好ましい制度」であるという。この「國風」は、敗戦前の「國体」とまったく同じ意味である。この類の主張が、衆議院内閣委員会の元号法案審議の中で、いくつも紹介されている。

衆議院本会議の採決の討論で、自民党代表は、「年の表示方法の一つである元号を、天皇の在位期間と関連させることは、象徴天皇と國民とを結ぶ深いきずなとしてまことにふさわしいことであり、現憲法の規定にいささかも反するものでないと確信する」と述べた。

これらの引用により、元号法の本当の狙いは、歴史研究に便利だとか、民族独立のシンボルを大切にするとか、民族文化の伝統を守るといったナンセンスな言辞にあるのではなくて、天皇と國民とを再び強く結びつけるきずなをつくるにあることは明々白々である。

新元号法制定は、それだけで独立したものではない。ちょうど明治の一世一元制が、新祝祭日制、新神社制、学校の天皇主義教育等々と一体になっていたのと、まったく同じである。紀元節の復活（「建国記念の日」の設定）という祝日制の改革、靖国神社の事実上の国家神社化や、公務中に死んだ自衛隊員をその地の護国神社に合祀することは、たとえその妻の宗教信仰上の反対を無視しても憲法違反ではないという最高裁判決などに見られる国家神道の再建や、天皇讃歌「君が代」を学習指導要領で「国歌」として学校で強制的に斉唱させる事態、文部省検定が皇国史觀の歴史教科書を通す事態といった天皇主義教育の再建、そして自衛隊という名の最新式陸海空軍の大拡張とそこにおける天皇主義教育、これらと天皇一世に一元とする元号制の法的復活とは、すべて一体であり、天皇による国民統合を新たに強化し、最終的には憲法を改悪して天皇を名実ともに元首とする大目標に向かって進むものである。

これは、明治の一世一元制と同じく、天皇による国民統合の強化、新軍国主義の精神的主柱づくりである。

3 学校教育と「日の丸」「君が代」

戦後の「社会科」教育では、神話や伝説について「批判的に取り扱う」態度が学習指導要領などで示されていたが、やがて朝鮮戦争にともなう“政治的反動”や、日本の再軍備をすすめる上で教育政策もゆがめられ、「神話伝説を正しく批判する」（1951年学習指導要領一般編（試案）改訂版）といった文言が消され（55年）、1958年には「正しく取り扱い」と、従来の「科学的」にかわって「正しく」の字がみられるようになる。それは当時の政府がめざす「国民共通の心情」「国民的心情の育成を図る必要」に沿って「正しく」であり、特別活動において「国民の祝日などにおいて儀式などを行なう場合には、児童に対してこれらの祝日などの意義を理解させるとともに、国旗を掲揚し、「君が代」を斎唱させることが望ましい」に沿うものだった。学習指導要領では、1977年告示において「君が代」が国歌に変わり、1989年告示において「国民の祝日などにおいて儀式などを行なう場合には、児童に対してこれらの祝日などの意義を理解させるとともに」が「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ」に変えられ、「斎唱させることが望ましい」が「斎唱するよう指導するものとする」に変わった。ここに見られるように、1960年代までは天皇制ファシズム国家の時代と同じく、「祝日」である1月1日等に学校で儀式が行なわれ、子どもたちが登校させられていた。その

「祝日」登校が減ったので、どの学校でも行なわれている「入学式や卒業式など」に変えられたのである。

「(※どの学校でも行なわれている) 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斎唱するよう指導するものとする」に変えられた結果、それまで「日の丸・君が代」の歴史的経緯を踏まえ、「日の丸」の掲揚・「君が代」の斎唱を行なっていなかつた学校に教育委員会等から強い圧力が加えられるようになった。その象徴的な事件が、1999年2月28日、広島県立世羅高等学校校長が教育委員会の圧力の下、自宅で自殺した事件であった。問題は「日の丸・君が代」を強要する自民党政府・教育委員会等の圧力であったが、「日の丸・君が代」に法的根拠がないからいけなかったのだとすり替えられ、同年8月に「国旗及び国歌に関する法律」(国旗国歌法)が成立することとなった。この法は、「第1条 国旗は、日章旗とする。第2条 国歌は、君が代とする。」という2条だけでなんらの義務も定められておらず、この法案の審議において、内閣総理大臣小渕恵三は、「国旗及び国歌の強制についてお尋ねがありましたが、政府といたしましては、国旗・国歌の法制化に当たり、国旗の掲揚に関し義務づけなどを行うことは考えておりません。したがって、現行の運用に変更が生ずることにはならないと考えております。」と答弁した。にもかかわらず、以後、「日の丸・君が代」の強要が各地で相次いでおり、不起立教員への処分、その処分を名目とした再任用拒否が続いている。

第4 三種の神器

1 その歴史について

(1) いわゆる「三種の神器」とは、「皇祖」とされる天照大神(アマテラスオオミカミ)が、「皇孫」である瓊瓊杵尊(ニニギノミコト)を地上に降臨させるに際し、与えたとされる権威の象徴である鏡(八咫鏡・ヤタノカガミ)、剣(天叢雲剣・アメノムラクモノツルギ、もしくは草薙剣・クサナギノツルギ)、勾玉(八尺瓈勾玉・ヤサカニノマガタマ)の3つの秘宝をさす。

中でも、一番大切な秘宝とされる鏡は、『日本書紀』『古事記』に基づく神話によるならば、天照大神が天の岩戸に隠れた岩戸隠れの際、石凝姥命(イシコリドメ)が作り、真榦の中枝に掛けられたものとされている。鏡は、天照大神の「御靈代」として伊勢神宮に祀られ、その「形代」(レプリカ)が宮中三殿の賢所にも祀られている。剣は、天

照大神の弟とされる須佐之男命（スサノオ）が出雲で八岐大蛇を退治した際に、その尾の一本から出てきたものとされる。剣は、天照大神に献上された際に天叢雲剣と名付けられたとされている。そして、景行天皇の皇子日本武尊（ヤマトタケル）が東国を征服するにあたり、この天叢雲剣を受けられ、駿河の地で賊に囲まれて火を放たれたとき、この剣を抜いて火を放ったところから、この剣は草薙剣と称されるようになったという。この剣は熱田神宮に祀られているが、その「形代」が宮中の「剣爾の間」に保管されている。勾玉も鏡と同様に岩戸隠れの際に石凝姥命が作り、真榼に掛けたものとされている。勾玉はレプリカではなく「本物」とされるものが、宮中「剣爾の間」に保管されている。つまり、三種の神器とはいうものの、鏡と剣は、それぞれその「形代」があるので、計五つの秘宝が存在することになっているのである。

(2) 天照大神が、三種の神器を、地上に降臨し支配者（天皇）となる「皇孫」に対し、その権威の象徴として受けたという話が文献的に出てくるのは、「日本書紀・神代下」であり、「一書（あるふみ）に曰く」として、伝聞の形で記されている。『日本書紀』第一の一書には、いわゆる天壤無窮の神勅として、次のように記されている。「天照大神、乃ち天津彦彦火瓊瓊杵尊に、八尺瓊勾玉及び八咫鏡・草薙剣、三種の宝物を賜ふ。…因りて、皇孫に勅して曰はく『葦原の千五百秋の瑞穂の国は、これ吾が子孫に王たるべき地なり。爾皇孫、就きて治らせ。行くませ。宝祚の隆えませんこと、まさに天壤と窮り無いかるべし』」と（「三種宝物」との呼称は『日本書紀』の一書にのみ見え、『古事記』にはない。『日本書紀』本文にはこの物語はない）。

また、『日本書紀』第二の一書には、いわゆる宝鏡奉斎の神勅として、次のように記されている。「天照大神、手に宝鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に受け祝ぎて曰はく『吾が兒、この宝鏡を視ませんこと、まさに吾を視るがごとくすべし。与に床を同じくし殿を共にして、斎鏡とすべし』」と（剣・勾玉を受けたとは記されていない）。これによれば、天照大神は、はじめは子である天忍穗耳尊を降臨させようとして、宝鏡奉斎の神勅を下した。しかし、その子と萬播姫との間に瓊瓊杵尊が生まれたので、この「皇孫」が鏡とともに天降ったことになる。それが天壤無窮の神勅では、天照大神から「皇孫」に対して神勅を下し、「三種の宝物」をセットにして「皇孫」である瓊瓊杵尊に受けたということになる。

さらに、『日本書紀』には、崇神天皇のとき、「神勢」を不安として、

宮中に奉祀していた天照大神を大和の笠縫邑に遷し、豊鍬入姫命に託して祀らせたこと、垂仁天皇が天照大神の祠を伊勢五十鈴川上に建てたこと、景行天皇の代、伊勢神宮の祭主倭姫命が日本武尊に草薙剣を授け、尊が途中で病死したため、剣が尾張にとどめられたことがそれぞれ記されている。

『古語拾遺』には、皇孫に「八咫鏡及草薙剣二種神宝」を授けたという『日本書紀』『古事記』とは異なる所伝が含まれ、崇神天皇が「天照大神及草薙剣」を笠縫邑に遷すにあたり、神威を畏み殿を同じくするを不安とし、更に「鏡」を「鑄」し、「剣」を「造」り護身の御璽とし、これが践祚の際に献上される「神璽鏡剣」である旨、『古事記』『日本書紀』には所見のないことが記されている。

戦前は、これらいくつかの異伝をほしいままに総合したうえ、潤色を加え、記紀神話に基づく三種の神器として、近代天皇制支配体制を根拠付ける重要な位置づけが与えられた。すなわち、1903年版国定日本歴史教科書によれば、天孫降臨に際し、天照大神が皇孫に「三種の神器」を授け、「代々の天、あひ伝えて皇位の御しるしとなし」「つねに宮中にあ」ったが、崇神天皇にいたり「別に鏡と剣とを模造せしめ」「真の鏡、剣」は笠縫に遷し、垂仁天皇のときさらに伊勢に遷して、伊勢神宮の神体となり、景行天皇の日本武尊の携えた剣が尾張にとどめられ、熱田神宮の神体となった、というのである。

また、1937年に文部省により刊行された『国体の本義』には、三種の神器につき、次のように言及されている（なお、『国体の本義』の冒頭には刊行目的として「本書は国体を明徴にし、国民精神を涵養振作すべき刻下の急務に鑑みて編纂した」とあるが、その直接の契機は1935年の天皇機関説事件である。美濃部達吉の憲法学説が「国体を破壊する」ものとされ、美濃部は「謀反人」「叛逆者」「学匪」として排撃の対象に晒されるに至った。この天皇機関説排撃運動は、軍部を中心に大きな政治問題へと発展し、文部省としても『国体の本義』を明らかにすることを迫られた）。

「 皇位の御しるしとして三種の神器が存する。日本書紀には、

天照大神、乃ち天津彦彦火瓊杵ノ尊に、八坂瓊ノ曲玉及び八咫ノ鏡・草薙ノ剣、三種の宝物を賜ふ。

とある。この三種の神器は、天の岩屋の前に於て捧げられた八坂瓊ノ曲玉・八咫ノ鏡及び素戔鳴ノ尊の奉られた天ノ叢雲ノ剣（草薙ノ剣）の三種である。皇祖は、皇孫の降臨に際して特にこれを授け給ひ、爾来、神器は連綿として代々相伝へ給ふ皇位の御しる

しとなつた。従つて歴代の天皇は、皇位継承の際これを承けさせ給ひ、天照大神の大御心をそのままに伝へさせられ、就中、神鏡を以て皇祖の御靈代として奉斎し給ふのである。

畏くも、今上天皇陛下御即位式の勅語には、

朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲
ニ即位ノ礼ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク
と仰せられてある。

而してこの三種の神器については、或は政治の要諦を示されたものと解するものもあり、或は道徳の基本を示されたものと挙ぐるものもあるが、かゝることは、国民が神器の尊厳をいやが上にも仰ぎ奉る心から自ら流れ出たものと見るべきであらう」

ほかには、例えば、賀茂百樹『登極令大要』（1912年、所功『近代大礼関係の史料集成』所収）には「抑ゝ国民として、我が国に三種の神器、即ち八咫鏡・草薙劍・八尺瓊勾玉の三神物の存することを知らざるものなからむ。この神器は、皇祖の皇孫瓊々杵尊に授け給ひ、代々相伝へて、君主の徵信となし給ひ、これに因りて、国家を治め、大義を定め、忠孝の道を教へ給ひぬ」とあり、上杉慎吉『新稿憲法術義』（1924年）123頁には「天皇践祚スルトキハ祖宗ノ神器ヲ承ク、神器ハ劍鏡璽ノ三種ノ神器ニシテ、天祖ヨリ傳ヘテ、皇位ノ璽符トシタマフ所ナリ、古來皇位ノ在ル所神器アリトセラレ、神器ノ践祚ト共ニ新帝ニ移ルハ、正統ノ天皇ニマシマスコトヲ信徵スルナリ。」などとある。

- (3) しかし、これらはいずれも神話の世界にすぎず、史実とは言い難い。統一国家成立前、いわゆる古墳時代の各地の有力豪族たちの墓からは、副葬品として、中国伝来の鏡や剣、勾玉等が多数出土しており、それらが、いわば、彼らの権勢の象徴となっていたことがよくわかる。当時は、こうした有力豪族のひとりであったに過ぎない天皇もまた、当然、こうした宝を所持していたであろうし、ヤマト政権成立後、自ら所蔵する鏡や剣、勾玉を天皇の権威の象徴＝「爾」として、中国の「伝国爾」という考え方を取り入れ、新天皇に継承させる儀式が定着していったものと考えられる。もっとも、中国における「國爾」とは印章であったが、日本では、それが鏡と剣、勾玉、いわゆる「三種の神器」へと変化したのである。日本において、古代天皇制国家が確立・強化されたのは、6～7世紀のことであり、7世紀に入ると、新天皇の即位に際して大嘗祭が行われるようになり、新天皇に、祭祀をつかさ

どる忌部から皇位を示す宝物が捧げられるようになった。天孫降臨の神話と結びつけられて、「皇祖」天照大神から授けられたものとして、「三種の神器」は必要不可欠のものとなったのである。

また、6～7世紀には、古代天皇制国家は、その東国支配の拠点である伊勢と尾張にそれぞれ建立されていた伊勢神宮と熱田神宮の権威をより一層強める必要が生じ、そのご神体として、伊勢神宮には鏡を、熱田神宮には剣を奉納した。この結果、皇位の印である鏡と剣が天皇のもとにはないという、とても不自然な事態が生じることになった。そのため、それぞれの「形代」として、レプリカがつくられ、天皇のもとに置かれることになった。

記紀神話に語られる三種の神器の経過は、もともと大和・伊勢・尾張にそれぞれ由来する宝物があり、後世それらを巧みにつなぎ合わせるために構想されたものである。そして、記紀神話自体、7世紀後半から8世紀初頭にかけて当時権力を握った藤原氏と天皇家が自らの支配の正当性を証明するために創作、改変がなされたものであり、強い政治性を帯びている。

天壤無窮の神勅及び宝鏡奉斎の神勅は、斎庭稻穂の神勅とともに三大神勅とされているが、この三大神勅は『日本書紀』の正文（本文）には全く出てこず、この正文に関連する資料ともいべき「一書」にかろうじて出てくるのみである。また、『古事記』においては、宝鏡奉斎の神勅のみが記載され、天壤無窮の神勅も斎庭稻穂の神勅も記載されていない。三種の神器についても、『古事記』には三つとも記載されているが、『日本書紀』では正文には一切なく、「一書」において記載されているのみである。

さらに、古代において神器は常に三種であったわけではなく、元来は鏡・剣の二種であったとも考えられている。すなわち、神器については、忌部の鏡・剣二種説と中臣の鏡・剣・玉三種説が『日本書紀』『古語拾遺』などの古典で対立しているが、玉を管掌する後宮を制した藤原氏を背後勢力とする中臣氏が神事の世界において忌部氏を圧倒すると、いわゆる「三種神器」説が定着することとなったが、それはほぼ9世紀ごろと考えられている。

- (4) ところで、神道研究者の戸矢学は、「形代」がレプリカと呼ばれるこ^トとを嫌って、その著書「三種の神器」（河出文庫）の中で「(レ^{プリカではなく})分身と呼ぶのが妥当であろう」とわざわざ記している。

しかし、これは言葉の問題に過ぎない。例えば、1185年、平家が滅

亡して安徳天皇が壇ノ浦で入水した際、神器もまた海中に没し、鏡と勾玉は回収されたとされるものの、「形代」である剣は消失している。しかたなく、伊勢神宮に収められていた剣の一振りを再び「形代」として、1210年に順徳天皇が践祚した際、伊勢神宮から後白河上皇のもとに贈られたものとされている。レプリカという言葉を使えば、レプリカのそのまたレプリカということになる。

宮中にあった鏡は960年、1005年、1040年と三度の火災にあい、原形を失い、わずかにその灰を集めて辛櫻に納めたといわれている。

そもそも、三種の神器は秘宝であり、一般の人々はもちろん、当の天皇ですら見ることができないものとされていた。それが、どのような形をしているのかすら想像や推測することはできても、誰もそれを確かめた者はいないことになっている。ただし、明治天皇だけは、1868年に京都から東京に行く途中、伊勢神宮に参拝したときに、内宮正殿にある入れ物（御樋代）を開け、八咫鏡を見たとされている。そのとき天皇は、自分の子孫といえども、これを見てはならないと御樋代に記したと伝えられている）。三種の神器は、現実ではない神話に基づき天皇を権威づける宗教上の産物なのである。

(5)さて、皇位のしるしとして、鏡、剣、勾玉を三種の神器とする概念が一般化するのは鎌倉時代から南北朝時代にかけてのことであるとされている。特に、南北両朝にそれぞれ別の天皇が存在した南北朝時代には、当然のことながら、南北朝それぞれに神器が存在し、最終的には政治的に敗北に終わった南朝側の思想的指導者のひとりである北畠親房が「神皇正統記」を著し、南朝を正当化するために(南朝側の)神器こそが政治の指導理念そのものであり、天皇と臣下の道徳の根元であると強調した。1392年の南北朝合一は、南朝の後亀山天皇が北朝の後小松天皇に譲位の形式をもって神器を譲り渡すことで成し遂げられた。ちなみに、後世、明治天皇は、神器を所持した南朝こそが「正統」と述べている。

その後、皇室は14世紀から18世紀にかけて最も衰えたが、近世中期以降、本居宣長による「国学」の確立と、それが幕末・維新时期の尊皇攘夷思想の核となっていくことで、三種の神器もまた再び日の目を見るうことになった。天皇の権威は皇祖皇宗から授けられたもので、その象徴が三種の神器であったからである。

こうした中、天皇の即位儀式の核に三種の神器の継承が位置づけられていくのは、ある意味当然のことであった。

三種の神器が公の性格を持つようになったのは、明治以降である。

1889年2月11日に制定された皇室典範（以下「旧皇室典範」という）第10条は「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ践祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」と定め、三種の神器を「祖宗ノ神器」とし、初めて法的に根拠を与えた（それ以前は皇室において内輪に伝承された宝物として扱われていた）。

三種の神器は皇室にとってもっとも重要な宝器である。神器とは、神に由来する神聖な宝物を意味する。そこから戦前の近代天皇制の時代には「祖宗の神器」すなわち皇祖皇宗から伝わった神器という呼び方が公式に行われていた。皇祖皇宗の皇祖とは神話上の天皇の祖先という意味であり、皇祖は歴史上の天皇の祖先、つまり神武天皇以後の歴代天皇制を指すとされている。

天皇践祚の際「神器ヲ承ク」とあるが、移すのは形代の剣と勾玉だけで、形代の鏡は動かさない。これが「剣璽渡御の儀」である。戦後の皇室典範（以下「現皇室典範」という）では、神器に関する規定はなくなった。

2 三種の神器と代替わり儀式について

(1) 剣璽等承継の儀・賢所の儀

即位の礼・大嘗祭の諸儀式のうち、剣璽等承継の儀が2019年5月1日に皇居・宮殿「松の間」において国事行為として行われた。剣璽等承継の儀について、宮内庁のホームページでは「天皇が皇位を継承された証（あかし）として剣璽・御璽・国璽を承継される儀式」と説明している。また、国事行為ではないが、同年5月1日から3日にかけて、宮中三殿の一つである賢所において、賢所の儀が行われた。賢所の儀とは、宮内庁「即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等（予定）について」（2019年7月3日付け）によれば「賢所に皇位を承継されたことを申告する儀式」であり、天皇の祖先神とされている天照大神・鏡に皇位承継を申告する儀式である。

(2) 日本国政府における三種の神器の位置付け

ア 1989年8月21日、東京都千代田区麹町税務署で公示された裕仁天皇から明仁天皇への遺産の相続にあたっては、宮内庁、内閣法制局、国税庁が協議し、「由緒物」約500件について非課税とし、非課税扱いされたものに、三種の神器も含まれていると解されている。

日本政府は、三種の神器を皇室経済法第7条に基づく「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」の一つと位置付け、「神的な存在が渡御」するのではなく「物を承継」するのだから宗教的ではないと解釈し、「剣

璽等承継の儀」が国事行為として代替わりの最初に行われている。
イ この点に関する日本政府の答弁は次のとおりである。

- ① 第 112 回国会参議院予算委員会第 12 号：1988 年 3 月 23 日
「(山本悟政府委員) 皇室経済法第七条の規定による「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」、これは先ほど主税局長からお話をございましたように非課税でございますが、この範囲というものにつきましてはいろいろ言及をいたしておるわけでございますが、この法制定以来からのいろいろな諸論議というものを踏まえて考えますと、三種の神器はもとより、宮中三殿でありますとか、皇室がずっと伝承されてきました御由緒の図書、例えば東山御文庫といったようなものでございますとか、あるいは壺切の御剣といったような、これはずっと何百年と続いているようなものでありますとか、その他御由緒の美術品の一部といったようなものが相続されるのではなかろうかというように存じております。
- ② 第 114 回国会衆議院法務委員会第 4 号：1989 年 6 月 14 日
「(宮尾政府委員) ただいま御質問がありました相続税の問題につきましては、ただいま先生おっしゃいましたような御意見があることは私どもも十分承知いたしておるわけでございます。その点につきましては、関係方面とも十分御相談をしながら検討いたしておるわけでございますが、皇室経済法第七条に規定されております『皇位とともに伝わるべき由緒ある物』以外の財産につきましては、現行法上、一般私人と同様に相続税の対象となるということでございますので、私どもとして現行法に基づいて適正な処理をいたしたいというふうに考えておるわけでございます。そこで、『由緒ある物』等を国に寄附をするというような話があるのか、こういう御質問がございましたが、御承知のように、『皇位とともに伝わるべき由緒ある物』といたしましては、いわゆる三種の神器とか宮中三殿とか壺切御剣あるいは東山御文庫の収蔵物等のものがこれに当たるのではないかというふうに考えておりますが、この『皇位とともに伝わるべき由緒ある物』は皇室が御所有になっておる財産でございまして、皇室経済法第七条にも定められておりますように、これは皇位とともに皇嗣が受け継いでいくものでございますので、国への寄附というようなことは当然なじまないわけでございまして、国に寄附をするということはないだろうというふうに承っておるわけでございます」。

ウ また、横畠裕介内閣法制局長官は、2019年1月17日の皇位継承に伴う儀式の詳細を検討する「式典委員会」において、剣璽等承継の儀について「皇位の世襲制をとる憲法の下で、皇位を継承した新天皇が、即位のあかしとして、皇室経済法に規定された『皇位とともに伝わるべき由緒ある物』である剣及び璽、並びに天皇の国事行為の際に使用される物である国璽及び御璽を承継されたことを明らかにする儀式である」とし、そのうえで「これは、国事行為として行われるものであり、もとより、宗教的意義を有するものではなく、憲法の定める象徴天皇の制度に沿うものであり、また、政教分離の原則に反するものでもない」と述べ、三種の神器の一部が儀式で使用されることに憲法上の疑義はないとの見解を示している。

エ なお、所功（京都産業大学日本文化研究所客員教授、皇學館大学特別招聘教授）も、NHK政治マガジン（2019年2月20日）において「いまの剣璽は神器ではない。皇室経済法には、皇位とともににつたわるべき由緒あるものは、これをただちに継承するという規定がある。あくまで皇位の継承に伴う『もの』にすぎない」「天皇と一体であるべき宝器（レガリア）を常に身近に置くということは、皇位の正統性を保証するものだ。宗教性がなく、大切にしてきた『もの』をセレモニーとして運んでおくことは必要だ」と述べている。

オ 要するに、日本政府の見解は、三種の神器を「皇位とともに伝わるべき由緒ある」としながらも、宗教性が払拭された單なる「物」として捉えているのである。

(3) 政府見解に対する反論

ア しかしながら、1947年1月16日に皇室経済法が公布されたからといって、三種の神器の性格が一挙的に変化し、その宗教性がまったく失われたと見ることができるであろうか。

イ まず、皇室経済法の制定過程から検討する。

皇室経済法は、11カ条及び附則からなり、皇室用財産（国有財産）、皇室の財産授受、皇室費、皇位とともに伝わるべき由緒ある物及び皇室経済会議について規定する。

新憲法施行の際に必要な法律を起草するため、1946年7月に臨時法制調査会が設置された。同調査会において、皇室経済法の法案要綱や法律案が調査・起草された。しかし、占領という厳しい制約があったため、GHQの進めるいわゆる「民主化」政策に沿った内容の法案にしなければならなかつた。GHQは、憲法の規定にもとづいて、

皇室財産の国家帰属、皇室の私的財産に対する課税、皇室費や財産授受を国会の管理下に置くことなど、皇室の財政基盤をできる限り縮小することを要求した。これに対して、臨時法制調査会では、国会の管理や様々な制限ができるだけ及ばない、皇室の安定した経済的基礎を確保できる草案を起草しようとしたのであった。

そして、同年 11 月 14 日に枢密院で皇室経済法案が可決された翌日から GHQ との本格的な交渉が始まり、皇室経済法 7 条については、同年 11 月 9 日に次のようなやり取りがなされている。

GHQ 経済科学局のウォルターは、第 7 条は不要であり、仮に必要だとしても、皇室経済法に規定すべき事項ではなく、「儀式の法」に規定すればよいと主張した。これに対して、法制局次長の佐藤達夫は、新憲法下の民法では遺産は均分相続されるので、由緒物が皇子に分散する可能性を考慮し、同法に規定すべきことを主張したところ、文言を多少修正することで、日本の主張が認められた。「承継する」から「受ける」へ修正されたのであるが、これは、新憲法下における民法の相続規定の文言と抵触しないようにするためである。例えば、民法第 896 条には「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」とある。

このような皇室経済法の制定経過から明らかなどおり、同法 7 条は、相続により皇室財産が散逸することを防ぐための規定である。三種の神器が「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」に該当するものとされたとしても、三種の神器が相続により散逸することがないように、そのような取扱いがなされたにすぎず、三種の神器の宗教的性格には些かの影響を与えるものではない。したがって、三種の神器が「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」に該当するゆえに宗教的性格はなく、剣璽等承継の儀を国事行為として行うことは憲法上問題はないとする日本国政府の見解は誤りというほかない。

ウ 三種の神器は次のように宗教的性格を色濃く有している。

戦前は天皇が皇居を一日以上離れる場合には、必ず侍従が捧げ持ち随行する「剣璽御動座」が行われていたが、戦後、「剣璽御動座」は廃止された。しかし、神社本庁は、復興を働きかけ、第 60 回式年遷宮の翌年の 1974 年に昭和天皇が剣璽を伴って伊勢神宮を参拝してから、天皇の神宮参拝の際には携行されるようになった。2019 年 4 月 18 日に天皇明仁が伊勢神宮参拝（神宮親謁の儀）を行った場合も剣と勾玉を携え、「剣璽動座」が行われている。三種の神器が、単なる「皇位と共に伝わるべき由緒ある物」に過ぎないのであれば、倉

庫に収納しておけばよいだけであり、敢えて剣璽を天皇に随行させることの必要性は、剣璽を形代という神道信仰の基づくものと位置付けている点に求められる。

宮中にある八咫鏡のレプリカの基になった物は伊勢神宮に、草薙剣は熱田神宮においてそれぞれ置かれ、八咫鏡は伊勢神宮のホームページによると「天皇が天照大御神をお祀りするご神体」とされており、草薙剣は熱田神宮のホームページによると「御靈代。皇位継承のみしるしである三種の神器の一つ」とされている。これを踏まえて、伊勢神宮、熱田神宮の神体は神宝・祭具であるが、皇居に置かれている八咫鏡、天叢雲剣は、たまたま同一の名称で呼ばれているものの、まったくの別物で、単なる「由緒ある物」であるとの詭弁を弄する論理もある。

他方、剣璽の間と賢所に置かれている三種の神器のうち八咫鏡・天叢雲剣については、神道神学では「形代」と呼ばれる物で、単なる模造品（レプリカ）ではなく、神靈が依り憑く対象物である「依り代」であり、伊勢神宮、熱田神宮の神体と同等の存在とであるとも考えられている。

このような認識の差はともかくも、三種の神器が、歴史上、天皇家において皇位承継を権威付け、正当性を付与するものとして位置づけられていたことには変わりはなく、その意味で「由緒ある物」といおうと、「依り代」といおうと、単なる「物」ではなく、宗教的性格が色濃く刻印された「神器」であることには間違はない。

旧皇室典範第1条は「大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」と定め、第10条は「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」と定める。そして、この旧皇室典範の上諭には「天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬世一系歴代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フニ宗肇國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徵ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム」とあり、明確に「寶祚」を「萬世一系歴代繼承」として、神武天皇以来の伝承物であることを謳い上げている。

このように旧皇室典範を取り上げると、それは戦前の思想であって、現代の新皇室典範（昭和二十二年法律第三号）では、戦前の神話性は否定されているとの論が予想される。しかし、孔子廟事件最高裁大法廷判決（2021年2月24日、以下「孔子廟事件大法廷判決」

という）は「当初の至聖廟等は、少なくとも明治時代以降、社寺と同様の取扱いを受けていたほか、旧至聖廟等は、道教の神等を祀る天尊廟及び航海安全の守護神を祀る天妃宮と同じ敷地内にあり、参加人はこれらを一体として維持管理し、多くの参拝者を受け入れていたことがうかがわれる。旧至聖廟等は当初の至聖廟等を再建したものと位置付けられ、本件施設はその旧至聖廟等を移転したものと位置付けられていること等に照らせば、本件施設は当初の至聖廟等及び旧至聖廟等の宗教性を引き継ぐものということができる。以上によれば、本件施設については、一体としてその宗教性を肯定することができることはもとより、その程度も軽微とはいえない」と判示し、歴史の連續性に言及している。

かつ、新皇室典範第1条は「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と定めているが、現行の皇統譜令の第1条は「この政令に定めるものの外、皇統譜に関しては、当分の間、なお従前の例による」との規定し、皇統譜の詳細については、旧皇統譜令によるものとしている（なお、宮内庁のホームページによれば、皇統譜とは「大統譜 天皇・皇后・太皇太后・皇太后的身分に関する事項を登録するもの」「皇族譜 その他の皇族の身分に関する事項を登録するもの」とされている）。旧皇統譜令は、1926年皇室令第6号として施行され、皇室令及附属法令廃止ノ件（1947年皇室令第12号）によって廃止されたが、大統譜には、歴代の天皇、天照皇大神に至る神代の系譜も、それぞれ記載されており、徳仁天皇は126代とされ、初代天皇は、神話上の存在である神武とされている。三種の神器は、こうした天皇家の皇統を権威付け、正当化する役割を持っており、皇位承継に当たり剣璽等を伝達する儀式である檢事等承継の儀は、天照大神の御靈代を受け継ぐものとしての天皇家の宗教的行事にほかならない。

さらに、三種の神器が単なる「物」ではなく「神器」であることは、剣璽等承継の儀において、国璽に先行して侍従が捧げ持つように、国璽より剣璽が上位に位置付けられていることからも明らかである。

戦後、国家神道は廃止されたように理解されてきたが、国家神道の中心的存在であった皇室神道が温存されてきたことは、三種の神器に対する取り扱いで証明されているといつても過言ではない。

皇室典範において、皇統=万世一系という非歴史的記述が残されていることも日本国憲法の理念にそぐわない。このような歴史の連

続性の中にある三種の神器に日本国政府が関与することは、日本国憲法20条で規定されている政教分離規定に反するものであることは論を待たない。

3 宮中三殿について

前項では、三種の神器の宗教的性格性を論じたが、これと関連して、天照大神・鏡が祀られている賢所をはじめとした宮中三殿が宗教施設であることを論じる。

(1) 宮中三殿

ア 宮中三殿の概要

宮中三殿とは、皇居吹上御苑の東南部にある賢所・皇靈殿・神殿の総称である。一括して「賢所」(けんじょ、けんしょ)という場合もある。皇室祭祀は古くは山稜で行われていたが、現在は主にこの宮中三殿で行われている。皇居内の奥まった一角、吹上御苑の東南部に南面して立ち、築地塀に囲まれた2200坪の神域である。中央は賢所で、東が神殿、西が皇靈殿であり、賢所が左右両殿よりもややおおきく、床も30cmほど高くなっている。いずれも白木造り、側面三間、背面二間、屋根入母屋造・妻入・銅板葺、高欄付の回縁を有し、前面に木階・向拝付きで、前庭には白砂が敷き詰められている。各殿はそれぞれ、簾子と呼ばれる板敷きの回廊で結ばれている。前庭の中央には瓦葺きで柱建ての神楽舎、東側に奏楽舎と御羽車舎が並んでおり、神楽舎をはさんで、右に左幄舎、左に右幄舎がある。宮中三殿の西側奥には新嘗祭の祭場である神嘉殿、裏側には天皇、皇后が神事を行うに当たり斎戒・更衣をする綾綺殿、その近くに皇太子、皇太子妃が斎戒・更衣をする東宮便殿、神饌を調理するための御饌殿、賢所詰所などがある。

イ 1869年年明治天皇は、三種の神器を奉じて、東幸し、東京奠都が実現された。賢所は、前近代から「温明殿」あるいは「内侍所」ともいわれて存在していたが（恐れ畏まるの意から「威所」「尊所」「恐所」ともいう。）、この東京奠都に伴い、賢所が東京宮城に遷座した。そして、1871年9月14日、次の神殿造営の詔書が発出された。「朕、恭しく惟みるに、神器は天祖威靈の憑る所、歴世聖皇の奉じて以て天職を治め玉ふ所の者なり。今や朕、不逮を以て復古の運に際し、恭しく鴻諸を承く。新たに神殿を作り、神器と列聖皇靈とをここに奉安し、以て万機の政を視んと欲す。爾群臣百僚、其れ斯旨を体せよ。」。そして、宮中では仮の賢所御拝所に、神器の鏡、皇

靈、天神地祇が祀られることになり、急いで本格的な神殿の造営を進めることになった。しかし、1873年5月5日、皇居が炎上したため、賢所、皇靈、天神地祇は赤坂離宮の仮皇居に遷され、新神殿造営はしばらく延期となった。新神殿は、1888年の新皇居の造営に際して、皇居の吹上御苑内に造営され、翌1889年1月9日、皇室典範と大日本帝国憲法の発布に先立って、赤坂仮皇居から新神殿に、神器の鏡、皇靈、天神地誌が遷座された。新たに造営された宮中三殿は、新嘗祭が執り行われる神嘉殿とともに、皇室神道の相性の祭りの祭場となった。このように、古来の賢所に加え、新たに皇靈と天神地祇が宮中に祀られることは、新しい皇室神道の整備と充実を意味し、近代天皇制の祭祀の拡充強化に見合う新機軸であった。

(2) 賢所

賢所では皇祖神である天照大神が祀られている。前述するように三種の神器のひとつである鏡の本体は伊勢神宮に奉斎されているが、その聖なるレプリカ（形代）が奉斎されている。このように、賢所は天皇の祖先神である天照大神・鏡が祀られていることから、宮中三殿の中心と位置づけられており、大祭、小祭にかかわらず、天皇が内陣で拝礼する際には、特に「御鈴の儀」と呼ばれる特別な儀式が行われる。

このような場所で行われる賢所の儀は、天照大神・鏡に皇位承継を申告する儀式といえる。

(3) 皇靈殿

皇靈殿では、神武天皇を中心に歴代天皇、即位しないで死後追号を受けた追尊天皇、歴代の皇后、皇妃、皇親すべての神靈 2200 余が合祀されているといわれ、新たな合祀は、没後 1 カ年を経て行われる。つまり、天皇家の祖靈のための神殿である。明治初年の神仏分離により、宮中から歴代の位牌が菩薩所の寺院に遷されることになり、1869 年、神祇官神殿に祭神三座のひとつとして歴代天皇の神靈を祀ったのが、皇靈殿の起源であり、皇靈は 2 年後に宮中へ遷座された。

(4) 神殿

神殿には、祭神として天神地祇、八百万神が祭られている。神殿は 1869 年に神祇官仮神殿に、歴代皇靈とともに八神、天神地祇の三座を遷座したのが始めてあった。八神とは、神產日神、高御產日神、玉積產日神、生産日神、足產日神、大宮壳神、御食津神、事代主神であり、当初は八神殿と称されていた。1872 年に、天照大神を最高神とすることに合わせて、八神をとくに祀ることをやめ、天神地祇に含まれることとなり、神殿と改称した。歴代皇靈は、同年、賢所に遷され、1877

年、そこに歴代皇妃・皇親も合祀され、1889年に新御殿に遷座した後、1900年から皇靈殿と称するようになった。

(5) 代替わり儀式と宮中三殿

宮中三殿は、皇祖神である天照大神を頂点に、皇靈及び天神地祇・八百万神を包摂する天皇制支配を正当化する神話の理念を表している。そのため、登極令下における代替わり儀式は、践祚も大礼の始まりも終わりもこの宮中三殿の儀式が位置づけられ、その中の即位礼も大嘗祭もこの宮中三殿の儀式、なかでも賢所の儀式で始まっている。今回の代替わり儀式でも、賢所の儀、皇靈殿神殿に奉告の儀、賢所に期日奉告の儀、神靈殿神殿に期日奉告の儀が行われ、即位礼当日賢所大前の儀、即位礼当日皇靈殿神殿に奉告の儀、大嘗祭当日賢所大御饌更新の儀、大嘗祭当日皇靈殿神殿に奉告の儀、即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀、即位礼及び大嘗祭後皇靈殿神殿に親謁の儀、即位礼及び大嘗祭後賢所御神樂の儀が行われている。

4　まとめ

以上、三種の神器は単なる「物」ではなく、日本政府見解のように皇室経済法第7条にいう「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」に該当するとしても、その宗教的性格は顕著であることは明らかである。こうした三種の神器により皇位承継が権威づけられ、その正当性が付与されていたのであり、その淵源とされるところは天照大神などの記紀神話の世界である。本件代替わり儀式もその根本的姿勢に立脚している。剣璽等承継の儀は、皇位承継のための宗教儀式であり、三権の長がこれに列席することは政教分離原則に違反するほか、主権在民原理のもとにある現行天皇制にも反することとなる。現行天皇制の存立根拠はあくまでの主権者たる民衆の意思にあるのであって、神話や神勅などに求められるべきではない。天孫降臨など記紀神話は、既に戦前においても、その虚構性が明らかにされていたが、天皇制ファシズムの台頭により、それが国体原理、支配原理の根本をなすものとされてしまい、民衆の支配と弾圧の支柱となり、アジア・太平洋戦争に突き進んでいったのである。こうした歴史に踏まえて現憲法が制定されたはずであったが、剣璽等承継の儀をはじめとした本件代替わり儀式は現憲法秩序を踏みにじるものというほかない。

そして、賢所を含む宮中三殿は、皇祖神である天照大神を頂点に、皇靈及び天神地祇・八百万神を祀っており、宗教施設にほかならないこと、前述したように、賢所に納められている鏡を始めとした三種の神器は、

記紀神話にその性格を規定されており、高度な宗教性を帯びていること等からすると、天照大神・鏡に皇位承継を申告する儀式である賢所の儀は徹頭徹尾宗教行為といわなければならない。そして、三種の神器との関係でいえば、賢所の儀は国事行為である剣璽等承継の儀とワンセットとして捉えることができる。一方で、宮内庁には大礼委員会が設置され、その大礼委員会設置内規第2条によれば、大礼委員会は、委員長：宮内庁長官、副委員長：宮内庁次長・侍従長・東宮大夫・式部官長、委員：審議官・宮務主管・皇室経済主管・侍従次長・東宮侍従長・式部副長（2人）・書陵部長・管理部長・京都事務所長、参事」委員長の委嘱する者で構成されている。これらの者はいずれも宮内庁の職員であり、現職の公務員である。これら現職の公務員により構成される大礼委員会が賢所の儀の式次第等を検討立案し、大礼委員が賢所の儀にも参列している。さらに、宗教行為である賢所の儀に対しても宮内庁が管理する公金である宮廷費が費やされている。これらの事実からすると、賢所の儀に対する宮内庁職員らの関与は政教分離原則に違反することは明白である。

以上

別紙 1

陸海軍軍人に賜はりたる勅諭（軍人勅諭）

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐ中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかば兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのづから二に分れ古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士ともの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すべきにあらすとはいひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り浅間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬべき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経ずして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬべきものにあらす子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき朕か國家を保護して上天の惠に應し祖宗の恩に報いまゐらる事を得るも得さるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝると由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれ

は猶訓諭すべき事こそあれいてや之を左に述へむ

一 軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるべき況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて鳥合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はす政治に拘らす只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなけれ

一 軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従すべきものそ下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには啻に軍隊の蠹毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一 軍人は武勇を尚ふへし夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし況して軍人は戦に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞などせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らす大敵たりとも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされば武勇を尚ふものは常々人に接るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すべきことにこそ

一 軍人は信義を重んすへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされば信義を盡さむと思はゞ始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臚氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事

の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとても守るへからすと悟りなは速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへき

一 軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて囊に免黜條例を施行し畧此事を誠め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誠を等閑にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからすさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦ひなん朕一人の憚のみならんや

明治十五年一月四日

御名

別紙 2

自衛隊員の主な海外派遣先

- 1992 アンゴラ（1ヶ月）、カンボジア
1993 モザンビーク
1994 エルサルバドル
1994 ザイール（当時）、ケニア
1996 イスラエル、レバノン、シリア
1998 ボスニア・ヘルツェゴビナ
1999 インドネシア
2000 ボスニア・ヘルツェゴビナ
2001 東ティモール
2001 パキスタン
2001 ユーゴスラビア（当時）
2001 インド洋（2010年まで）
2002 東ティモール
2003 イラク（2003～2009）
2005 ヨルダン
2005 ヨルダンおよびイタリア
2006 コンゴ
2007 東ティモール
2007 ネパール
2008 ネパール
2008 スーダン
2010 ハイチ
2010 東ティモール
2010 スーダン
2011 南スーダン（滞在中）
2019 エジプト、イスラエル（滞在中）
2020 オマーン湾、アラビア海北部等

*参考資料：官邸・防衛省HP、自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件
名古屋高裁違憲判決(全文)（判決：2008年4月17日・確定：2008年5月2
日）、「新潟弁護士会声明」2008年05月23日
(<https://www.niigata-bengo.or.jp/nagoyakousai/>)

別紙 3

(教育に関する勅語)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我
カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我
カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ
友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ
習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲
ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶
翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ
遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之
ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺
シテ咸其德ヲニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御　名　御　璽